

平成 26 年

第 1 回市議会定例会 議案第 52 号

函館市社会教育委員設置条例の一部改正について

函館市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

函館市社会教育委員設置条例（昭和 24 年函館市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから函館市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育および社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱に関する規定を整備するため